

国の機関等における一般職の国家公務員の中途採用比率の公表について

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
<b>国の機関及び行政執行法人における一般職の国家公務員（全計）</b>	<b>12%</b>	<b>19%</b>	<b>16%</b>
内閣官房	27%	58%	10%
内閣法制局	0%	50%	0%
内閣府（次に掲げる外局を除く）	2%	24%	23%
宮内庁	51%	62%	63%
公正取引委員会	17%	5%	5%
警察庁	20%	19%	20%
個人情報保護委員会	36%	60%	40%
カジノ管理委員会	-	-	-
金融庁	21%	21%	24%
消費者庁	0%	36%	36%
デジタル庁	-	-	-
復興庁	-	-	-
総務省	1%	16%	7%
法務省（次に掲げる外局を除く）	16%	23%	30%
出入国在留管理庁	-	9%	3%
公安調査庁	2%	24%	0%
外務省	38%	38%	33%
財務省（次に掲げる外局を除く）	8%	14%	7%
国税庁	10%	14%	11%
文部科学省	10%	16%	19%
厚生労働省	19%	27%	19%
農林水産省	6%	12%	8%
経済産業省（次に掲げる外局を除く）	4%	17%	15%
特許庁	0%	27%	0%
国土交通省	9%	16%	14%
環境省	25%	39%	32%
防衛省（特別職を除き、（独）駐留軍等労務管理機構を含む）	0%	0%	18%
人事院	0%	7%	4%
会計検査院	7%	9%	6%
（独）国立公文書館	100%	100%	100%
（独）統計センター	0%	6%	0%
（独）国立印刷局	11%	9%	7%
（独）造幣局	10%	25%	0%
（独）農林水産消費安全技術センター	0%	0%	11%
（独）製品評価技術基盤機構	16%	23%	6%

（注）国家公務員における中途採用比率について

・令和3年6月23日付け人事管理運営協議会幹事会申合せに基づき、一般職の国家公務員については、当該年度に採用等した職員（人事交流により採用した職員、任期の定めのある職員、非常勤職員を除く）の数に占める「中途採用」である職員数の割合を中途採用比率として公表することとしています。

・ここで「中途採用」とは、民間企業での実務経験等を有する方を採用することを目的とした経験者採用試験等や、専門的な能力・経験を活かせる官職への選考による採用等としています。

・上記以外の国家公務員採用試験等からの採用について、例えば総合職試験や一般職試験（大卒程度）では、受験資格を「試験年度の4月1日における年齢が21歳以上30歳未満の者」とするなど、新卒者以外の方も対象となりますが、これらの採用者については、中途採用比率の算定に当たっての「中途採用」とはしていません。

※一般職の国家公務員とは国家公務員法第2条第3項で規定する特別職以外のすべての国家公務員のことです。（一般職試験からの採用者を指すものではありません。）